

新発田市議会傍聴規則

第1条～第7条（省略）

（傍聴席に入ることができないもの）

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- （平成3議会規則2・一部改正）

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場(委員会にあっては、委員会室。以下同じ。)における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の電子機器類は、使用できないよう電源を切ること。ただし、報道関係者が報道を目的として電子機器類（携帯電話を除く。）を使用する場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（平成21議会規則2・平成25議会規則2・一部改正）

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則(平成3年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年議会規則第2号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成25年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。